

職業倫理に関する必携ガイド (平成28年版)

■ 公認会計士の使命と職業倫理

会員は、監査及び会計に関する職業的専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とします。

会員は、倫理規則等の定めるところやその趣旨に注意を払い、これを遵守して行動しなければならないが、また、倫理規則等に定められていない事項についても、その制定の趣旨を正しく理解して行動しなければならない。

■ 職業倫理に関する関連規則等へのリンク

以下のQRコード①を読み込むと、協会ウェブサイトの「倫理諸則」のページに移動し、職業倫理に関する一連の規則等を閲覧することができます。また、QRコード②を読み込むと、職業倫理に関する諸規定等の全体像を分かりやすくまとめた「職業倫理ガイドブック」を閲覧することができます。



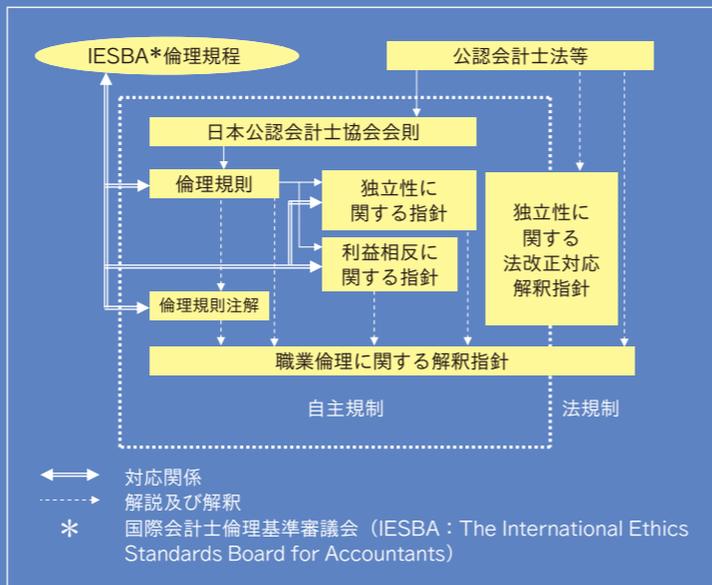
(QRコード①: 倫理諸則)



(QRコード②: 職業倫理ガイドブック)

※ 本ガイドは、平成28年3月31日時点の法令規則等に基づいて作成している。

■ 職業倫理の規範体系



■ 各規則等の対象会員

	会計事務所等所属の会員	企業等所属の会員
会則	対象	対象
倫理規則	対象	対象
独立性指針	対象	対象外
利益相反指針	対象	対象
法改正対応解釈指針	対象	対象外
職業倫理解釈指針	対象	対象

■ 基本原則

会員は、業務を実施するに当たって、次の5つの基本原則を遵守しなければなりません(倫理規則第2条)。

1. 誠実性の原則
2. 公正性の原則
3. 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則
4. 守秘義務の原則
5. 職業的専門家としての行動の原則

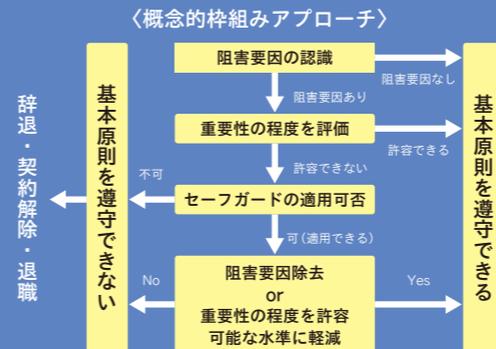
■ 基本原則を阻害する要因

会員が遵守すべき職業倫理に関する基本原則を阻害する要因として、倫理規則では次の5つを挙げています(倫理規則注解6第3項)。

1. 自己利益
2. 自己レビュー
3. 擁護
4. 馴れ合い
5. 不当なプレッシャーを受ける脅威

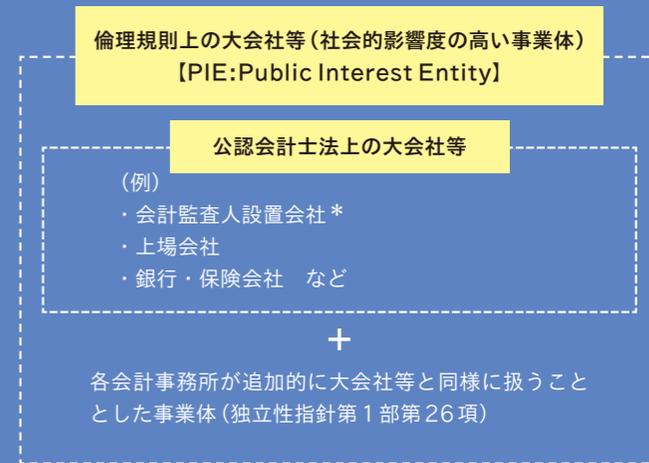
■ 概念的枠組みアプローチ

会員は、基本原則を遵守するために、次の「概念的枠組みアプローチ」を適用しなければなりません(倫理規則第8条及び注解6)。



■ 倫理規則上の大会社等の範囲及び主な規定

■ 倫理規則上の大会社等の範囲



* 資本金100億円未満かつ負債1,000億円未満の会社を除く。

■ 倫理規則上の大会社等の監査業務に対する追加の規定

倫理規則上の大会社等の監査業務の実施に当たっては、一般的な規定に加え、追加的な規定が適用されるため留意が必要です。追加的な規定の主な項目は、次のとおりです。

- ① 監査業務の依頼人への就職
- ② 監査業務の主要な担当社員等の長期的関与とローテーション
- ③ 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供
- ④ 報酬依存度

■ 職業倫理に関する関連規則等一覧

■ 倫理規則

第1章 総則	第2章 会計事務所等所属の会員を対象とする規則	第3章 企業等所属の会員を対象とする規則
<ul style="list-style-type: none"> 目的 基本原則の遵守 基本原則1 誠実性の原則 基本原則2 公正性の原則 基本原則3 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則 基本原則4 守秘義務の原則 基本原則5 職業的専門家としての行動の原則 概念的枠組みアプローチ 基本原則間の相反する状況又は関係の解消 監査役等とのコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> 基本原則の遵守 概念的枠組みアプローチの適用 専門業務の公正性 独立性 新規の依頼人との契約 新規の専門業務の契約の締結 現任会員との交代 現任会員の専門業務の補完的又は追加的な専門業務の契約の締結 共同業務 依頼人との利益相反 セカンド・オピニオン 報酬の水準 成功報酬 紹介手数料 会員相互間の行為 広告 贈答・接待 依頼人の資産の保管 品質の保持 名義貸しの禁止 将来の事象に対する結論の表明 監査法人の名称 	<ul style="list-style-type: none"> 基本原則の遵守 概念的枠組みアプローチの適用 会員相互間の行為 利益相反 情報の作成及び報告 専門的知識及び経験 財務報告及び意思決定に連動する報酬やインセンティブを含む金銭的利害 情報の改竄及び業務上知り得た情報の利用 勧誘の受入れ 勧誘の申出

- ・別表 「職業倫理の規範体系」
- ・付録1 「会計事務所等所属の会員の業務環境に存在する阻害要因を生じさせる状況及び関係の例示」
- ・付録2 「会計事務所等所属の会員の業務環境におけるセーフガードの例示」
- ・付録3 「企業等所属の会員の業務環境に存在する阻害要因を生じさせる状況及び関係の例示」
- ・付録4 「企業等所属の会員の業務環境におけるセーフガードの例示」

■ 独立性に関する指針

第1部 監査業務における独立性	第2部 監査業務以外の保証業務における独立性
<ul style="list-style-type: none"> I 指針の構成 II 独立性に対する概念的枠組みアプローチ III ネットワークとネットワーク・ファーム IV 大会社等（社会的影響度の高い事業体） V 関連企業等 VI 監査役等とのコミュニケーション VII 文書化 VIII 業務期間 IX 合併と買収 X 第1部に関する違反 XI 独立性に対する概念的枠組みアプローチの適用 	<ul style="list-style-type: none"> I 指針の構成 II 独立性に対する概念的枠組みアプローチ III 保証業務 IV 主題情報に対する保証業務 V 直接報告による保証業務 VI 利用と配布の制限が付された報告書 VII 複数の責任当事者 VIII 文書化 IX 業務期間 X 第2部に関する違反 XI 独立性に対する概念的枠組みアプローチの適用
<ol style="list-style-type: none"> はじめに 金銭的利害 ローンとローンの保証 依頼人とのビジネス上の関係 家族関係及び個人的関係 依頼人への就職 依頼人の役員及び使用人等の雇用 会計事務所等の従業者が依頼人において従事する場合 主要な担当者の長期的関与とローテーション 依頼人に対する非保証業務の提供 報酬 個人の報酬制度と人事評価の方針 贈答及び接待 依頼人との訴訟 	<ol style="list-style-type: none"> はじめに 金銭的利害 ローンとローンの保証 依頼人とのビジネス上の関係 家族関係及び個人的関係 依頼人への就職 依頼人の役員及び使用人等の雇用 会計事務所等の従業者が依頼人において従事する場合 主要な担当者の長期的関与とローテーション 依頼人に対する非保証業務の提供 報酬 贈答及び接待 依頼人との訴訟
<ul style="list-style-type: none"> XII 利用と配布の制限が付された報告書 	

- ・付録「公認会計士法が定めるローテーションの主要な規制と遵守に当たっての留意事項」

■ 利益相反に関する指針

第1部 会計事務所等所属の会員に関する利益相反	第2部 企業等所属の会員に関する利益相反
<ul style="list-style-type: none"> I 利益相反の状況 II 利益相反の状況又は関係の識別 III 利益相反の状況の評価と対応 	<ul style="list-style-type: none"> I 利益相反の状況 II 利益相反の状況又は関係の識別 III 利益相反の状況の評価と対応

- ・付録1「会計事務所等所属の会員に関する利益相反」
- ・付録2「企業等所属の会員に関する利益相反」

■ 独立性に関する法改正対応解釈指針

2号 「大会社等監査における単独監査の禁止について」
4号 「大会社等監査における非監査証明業務について」
5号 「大会社等監査における規制対象範囲について」
6号 「大会社等監査におけるローテーションについて」
7号 「就職制限又は公認会計士及び監査法人の業務制限について」

■ 職業倫理に関する解釈指針

Q1 定義-関連企業等	Q19 新たにローテーションの対象となる業務を行っている社員等
Q2 定義-会計事務所等とネットワーク・ファーム	Q20 新たにローテーションが適用になった場合の適用時期
Q3 ネットワーク・ファームと税理士業務	Q21 訂正報告書の監査証明業務に係るローテーション
Q4 定義-大会社等	Q22 専門家としての助言又は指導業務の領域
Q5 定義-監査業務の主要な担当社員等	Q23 英文財務諸表への移行に関する助言・指導
Q6 定義-家族	Q24 財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務
Q7 定義-近親者	Q25 連結財務諸表の作成の助言・指導
Q8 守秘義務とネットワーク内の情報共有	Q26 監査関与先の調査委員会委員への就任
Q9 セカンド・オピニオン	Q27 社員等の就職制限
Q10 紹介手数料	Q28 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者
Q11 広告	Q29 倫理規則等違反への対応
Q12 贈答・接待	Q30 外部定期的検証者に係る独立性の確認
Q13 報酬の依存	
Q14 インターバル期間における関与	
Q15 持株会社へ移行した場合の関与期間	
Q16 合併による存続会社の監査に引き続き関与する場合の関与期間	
Q17 代表者としての署名と監査関連業務	
Q18 信用金庫等に関するローテーションの適用範囲	

■ 職業倫理に関する解釈指針

ー監査法人監査における監査人の独立性についてー

Q1 監査人と監査を受ける有限責任監査法人とが業務上の提携関係にある場合
Q2 共同で監査業務を行っている有限責任監査法人の計算書類の監査業務契約を締結する場合
Q3 有限責任監査法人同士が相対で監査証明業務を提供し合う場合
Q4 親族等が監査先の有限責任監査法人に就職している場合
Q5 監査人の社員のうちに監査先の有限責任監査法人の社員であった者がいる場合
Q6 監査人である監査法人の社員のうちに監査先となる有限責任監査法人の被監査会社における監査役である者がいる場合

■ 倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」

法令編	倫理規則編
<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士用 ・監査法人用 ・監査法人・社員用 ・監査補助者用 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務所等用 ・チーム構成員用 ・会計事務所等のその他の構成員用

■ 倫理委員会研究報告第2号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」

・公認会計士用	・監査法人用	・監査法人・社員用	・監査補助者用
---------	--------	-----------	---------

■ 職業倫理に関するご相談（倫理ヘルプライン）

協会は、職業倫理上の相談について、原則として、電話又は文書により受け付けています。文書の場合には、相談内容等を定型フォームにご記入の上、電子メール等にてお送りください。

TEL：03-3515-1131 FAX：03-5226-3356

E-mail：rinrihelpline@jicpa.or.jp

定型フォームの掲載場所：協会ウェブサイト（会員マイページ）
（メンバーズコンテンツ ➡ 各種相談案内 ➡ 職業倫理（倫理ヘルプライン））